

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成24年9月4日

県南広域振興局長 田村均次

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 ホーマック株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホーマックスーパーデポ北上藤沢店 北上市藤沢20地割36番地1ほか
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 駐車場の位置
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (4) 変更する年月日 平成24年8月20日
- (5) 変更の理由 施設の配置の変更のため

2 届出年月日 平成24年8月10日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所